



衆議院議員 中川たかもと

国政レポートVol.6 新春号

考察～日本の経済を考える～

「雇用調整助成金」と「賃上げ税制」について

私は
未来のために
今を変える。



1 景気実情

我が国の景気状況について、日本銀行による日銀短観（業況判断DI）によれば、令和3年に入り、**大企業の景況判断がほぼプラスになっているのに対し、中小企業はすべての産業でマイナス**となっています。業種でみると小売業が大企業・中小企業とも他産業に比べ低く、企業規模、産業種別により景気状況はみだら模様であります。

【表1 規模別業種別景況判断(日本銀行「日銀短観」)】

区分	大企業				中小企業			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
全産業	2	8	10	14	▲ 12	▲ 8	▲ 8	▲ 3
製造業	5	14	18	18	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 1
卸売業	▲ 7	7	15	19	▲ 19	▲ 14	▲ 11	▲ 7
小売業	19	2	▲ 4	3	▲ 5	▲ 11	▲ 21	▲ 23
不動産業	15	13	12	26	▲ 4	0	▲ 2	6

注 DI (ディフュージョン・インデックス) : 業況判断指数。「良い」と答えた企業割合 (%) から「悪い」と答えた企業割合 (%) を引いたもの

2 コロナ禍による我が国経済の構造的変化

コロナ禍により、消費者行動や働き方が多様化し、コロナ禍以前の状況に回帰せず、大きな変化を遂げている経済分野があります。例えば、**BtoC-EC (消費者向け電子商取引) の拡大**です。経済産業省の調査によれば、外出自粛や店舗の営業時間短縮の影響を受け、物販系分野の市場規模が大きく拡大し、前年比21.7%の高い伸びとなっています。対面による小売業はこうした動きに対応していく必要があると考えます。

【表2 消費者向け電子商取引の市場規模(経済産業省「電子商取引に関する市場調査」)】

2019年	2020年	伸び率
10兆515億円	12兆2,333億円	21.7%

また、テレワークの普及による出勤労働者の減少により、企業のオフィス需要にも変化が生じています。民間不動産事業者の調査によれば、主要都市のビジネス地区での事務オフィスの空室率が上昇・高止まりしています。この影響は不動産業にとどまらず、通勤客向けのビジネスを展開する事業者にとっても大きな影響があると考えます。

【表3 三大都市ビジネス地区の平均空室率の推移(民間不動産事業者の公表資料による)】

都市名	2019年11月	2020年11月	2021年11月
東京	1.56%	4.33%	6.35%
名古屋	2.05%	3.67%	5.66%
大阪	1.91%	3.33%	4.50%

3 我が国の雇用状況

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民の生活が傷む中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、雇用機会を守らなければなりません。我が国の雇用失業情勢は、令和3年10月時点で完全失業者数182万人、完全失業率2.7%、有効求人倍率1.15倍であり、前年同月と比べ改善しているものの、コロナ禍以前にまでは回復していません。

【表4 雇用関係指標の推移(厚生労働省公表資料)】

項目	令和元年10月	令和2年10月	令和3年10月
完全失業者数	165万人	215万人	182万人
完全失業率	2.4%	3.1%	2.7%
有効求人倍率	1.58倍	1.04倍	1.15倍

短期的な景気による影響に加え、前述した様な経済の構造的変化に対処するため、**需要減少で人手が過剰な分野から人手不足の分野や成長分野へ労働者が円滑に移動**できるまでの間、国が支援しなければならないと考えております。

4 国はどうすべきか？

(1) 雇用調整助成金

国では、国民の雇用機会を守るため、経済上の理由により事業活動を縮小した事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金について、令和3年度補正予算において、8,223億円の増額補正(事務費等を除く)に加え、当面の雇用調整助成金等の財源確保等のため、雇用調整助成金を支出する労働保険特別会計雇用勘定に、2兆1,611億円を繰り入れたうえで、**特例措置等の令和4年3月までの延長**を決めました。

【表5 令和3年度雇用調整助成金の予算額(厚生労働省公表資料)】

区分	令和3年度当初予算額 (R3.4~R4.3) (A)	令和3年度補正予算額 (R3.12~R4.3) (B)	令和3年度予算額 (A+B)
雇用調整助成金	6,117億円	8,223億円	1兆4,340億円

【表6 令和3年度雇用調整助成金の特例措置延長に伴う見直し(厚生労働省公表資料)】

区分	特例以外	令和3年 ~12月	令和4年		
			1月・2月	3月	
中小企業	原則的な措置	2/3 8,265円	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	業況・地域特例		4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	1/2 8,265円	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	業況・地域特例		4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	

注 金額は1人1日当たりの上限額、かつ書きの助成率は解雇等を行わない場合

特例措置の延長に当たり、1人1日当たり上限額を段階的に引き下げる新たな措置を講じています。原則、**13,500円の支給額が1月から2月が11,000円(現行の19%減)、3月には9,000円(現行の33%減)**となります。

雇用調整助成金の支給実績は、新型コロナウイルス感染症対策として特例措置を実施した令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間、4兆7,600億円を超える支給決定を行っており、労働者の雇用を維持してきました。

【表7 特例措置実施以降の雇用調整助成金の支給実績】

区分	支給決定件数 (A)	1日当たり平均 支給決定件数	支給決定額 (B)	1件当たり平均 支給決定額 (B/A)
令和2年度	2,284,982件	6,260件	2兆9,411億円	1,287千円
令和3年度	1,932,279件	7,026件	1兆8,233億円	944千円
計	4,217,261件	6,589件	4兆7,644億円	1,130千円

注 令和3年度は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの数値

【表8 雇用調整助成金特例措置減額の試算】

区分	日数	想定支給 決定件数	改正前想定 支給決定額 (A)	改正後想定 支給決定額 (B)	差引 (B-A)
令和4年1・2月	59日	414,534件	3,913億円	3,188億円 (19%減)	725億円減
令和4年3月	31日	217,806件	2,056億円	1,370億円 (33%減)	686億円減
計	90日	632,340件	5,969億円	4,558億円	1,411億円減

仮に支給決定件数が全て原則措置とした場合、今回の改正の影響について令和3年度実績を元に試算をしてみると、**支給額は少なくとも約1,400億円程度は減少**します。もちろん、令和4年1月以降でも、売上高等の生産指標が前年、前々年又は3年前同期と比べ、最近3か月平均値で30%以上減少という業況特例の対象となれば、15,000円の上限額が適用されます。今後、オミクロン株の流行とそれに伴う緊急事態措置等によっては、予断を許さぬ状況ではあるものの、財務省の統計調査を元に、中小企業者(資本金1,000万円～1億円)における四半期毎の平均売上高の減少割合を試算してみると、コロナ禍の影響前の令和元年と令和3年を比較しても30%減少にはならず、令和2年と令和3年を比較すれば、逆に増加しており、3か月平均で30%減少という条件はいかにも厳しいと思われます。

(2) 賃上げ促進税制

令和3年11月に国が公表した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に示した「成長と分配の好循環」の実現を図るため、賃上げ促進税制の令和4年度導入を目指しています。具体的には、継続雇用者の給与及び教育育訓練費の増加率に応じて、**大企業は最大30%、中小企業は最大40%税額控除**されます。

【表9 令和3年同期と比較した規模別売上高の増減割合(財務省法人企業統計調査季報)】

区分	令和3年同期と比較した売上高減少割合					
	令和元年			令和2年		
	1～3月	4～6月	7～9月	1～3月	4～6月	7～9月
大企業	-7.2%	-7.3%	-7.2%	-2.4%	12.8%	5.6%
中小企業	-15.2%	-12.0%	-7.7%	-4.0%	6.8%	3.0%

【表10 全国の規模別黒字法人支給与総額の試算】

区分	支給与総額 (百万円) (A)	法人数			黒字比率 (B)	試算黒字法人 給与総額 (百万円) (A×B)
		黒字法人	赤字法人	計		
大企業	78,411,393	17,871	8,386	26,257	68.1%	53,368,245
中小企業	67,251,507	1,035,133	1,682,326	2,717,459	38.1%	25,617,407
合計	145,662,900	1,053,004	1,690,712	2,743,716	38.4%	78,985,652

賃上げ促進税制は黒字法人(会社)が主体的に活用できると考えられますが、国税庁の統計資料によれば**令和元年度の黒字の大企業は68.1%、中小企業は38.1%**であります。民間における黒字会社の支払給与総額を試算すると約79兆円となります。

賃上げ要件を達成した場合、国の**法人税額等の減少影響は、最大でも約7,258億円**と試算でき、先ほどの国の**雇用調整助成金の令和3年補正予算額の約9割程度**であります。一方で、全国で最大2兆7,750億円の給与が増額され、賃上げを行った大企業で1社あたり約3千万円、中小企業で約19万円の税額控除が受けられます。

【表11 規模別控除税額の試算】

区分	税控除対象となる最低給与増加率	増加給与額 (百万円) (A)	控除税率 (B)	控除税額 (百万円) (A×B)	1社当たり 控除額(千円)	
						大企業
	b	3%	1,601,047	15%	240,157	13,438
	c	2.5%	640,435	30%	192,130	186
中小企業	d	1.5%	384,261	15%	57,639	56
控除税額計	最大	(a+c)	2,775,165		725,812	
	最小	(b+d)	1,985,308		297,796	

【表12 名古屋地区における規模別黒字法人支給与総額の試算】

区分	法人数	黒字比率 (全国平均)	試算対象法人数		試算黒字法人 給与総額(百万円)
			法人数	全国比	
大企業	919	68.1%	625	3.5%	1,867,889
中小企業	77,209	38.1%	29,410	2.8%	717,287
計	78,128	—	30,036	2.9%	2,585,176

注 法人数は市内に所轄する9税務署の合計値

なお、名古屋市の賃上げ促進税制の効果を試算すると、**大企業・中小企業を合わせて約3万社が制度を活用でき、最大9,264億円程度の給与が増額**されます。

さらに、国では、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出するため、中小企業向けに事業再構築補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の要件に最低賃金引上げ等の条件を達成する場合、補助率を引き上げるなどの措置も合わせて行っています。

【表13 名古屋地区における規模別控除税額の試算】

区分	税控除対象となる最低給与増加率	増加給与額 (百万円) (A)	控除税率 (B)	控除税額 (百万円) (A×B)	
大企業	a	4%	74,716	25%	18,679
	b	3%	56,037	15%	8,405
中小企業	c	2.5%	17,932	30%	5,379
	d	1.5%	10,759	15%	1,613
控除税額計	最大	(a+c)	92,648		24,058
	最小	(b+d)	66,796		10,018

考察～日本の経済を考える～
「雇用調整助成金」と「賃上げ税制」について
～私の視点～

中川貴元
衆議院議員



自由民主党愛知県
第二選挙区支部長
千種区・名東区・守山区

○コロナ禍にあって、大きく雇用調整助成金を拡充した結果、我が国の失業率を抑制してきたことは皆様も周知のことと思います。今回、その支給比率を引き下げたことは、企業経営を圧迫し、雇用状況にマイナスの影響が生じるリスクは否定できません。

○また、賃上げ促進税制は、少ない行政費用(約7,260億円)で大きな効果(約2兆7,750億円)が期待され、雇用調整助成金よりも費用対効果の面では優れています。しかしながら、黒字法人でなければ対象とならず、国から受け取る支援額も雇用調整助成金より小さくなります。

○さらに、過去の給付金の時もそうでしたが、賃上げ(所得増)しても、消費に回らず貯蓄に回ってしまうと、自律的な経済成長の実現には至りません。

人生100年時代の到来を見据え、全ての世代の方にとって将来の不安が解消され、安心して生活できる社会を整えることが必要であると私は考えます

○コロナ禍の影響は企業規模・業種により、まだら模様であり、各事業者がそれぞれの経営状況に応じた支援策を選択・活用できるよう国は配慮し、セーフティネットの網目を一層細かくし、零れ落ちない工夫を一層すべきです。

○アベノミクスもそうであった様に、国の経済政策は、「中央」から「地方創生」の段階になると上手くいかなくなります。地方行政における企画運営の能力の問題もあるとは思いますが、横浜・大阪・名古屋の様な大都市と地方の町村と同一の基準で政策を企画することも原因の一つであります。国は、地方の経済や行政の実情を把握している者から、直接声を聴き、参考にすることで施策を企画・推進する必要があると思います。

これからも皆様の声を国へ届け一刻も早い景気回復の道標を提案して参ります。皆様の声をお聞かせ下さい。



中川たかもと

なぜ日本の女性は収入が得られにくいのでしょうか。一つに女性の働き方に、家計補助のパート就業が多いためと考えます。また妻の収入が一定額を超えると夫が配偶者控除を受けられなくなる制度もありました。この制度を意図した働き方をしていく女性も多く、25歳～54歳の非正規雇用女性(既婚)の46.7%が「就業調整」をしていると答えています(総務省「就業構造基本調査」2017年)。

2018年からこのラインが103万円から150万円に引き上げられました。額の問題ではないかと思えます。配偶者控除は、主たる家計支持者の所得控除をしようとする制度ですが、この制度が女性に就業調整をさせているのです。

配偶者控除という、妻の所得が問題にされず、夫の方が就業調整をしていく夫婦もあります。日本ではこういう夫婦は少数ですが、海外はそうではありません。夫と対等以上の収入がある妻の割合は日本はわずか5.6%です。

～女性が働きやすくなる為に～

アメリカは34.8%、フランスは40.4%、インド・ポルトガル・スイスでは半数以上の妻が夫と対等以上に稼いでいます。

コロナ禍で経済問題が山積している中、配偶者控除のラインにこだわり、女性の就業を抑え込んでいく場合ではありません。夫婦ダブルインカムでないとやっていけない時代です。それが不可能でないことは、さきほどの国際比較のデータから見れば明らかです。

収入が少なくならざるを得ない事由(子育て、介護、病气など)を控除の要件にしてはどうかという議論もありました。しかし、控除に当たって何らかの基準を設けざるを得ないことを踏まえますと、その基準は経済的な価値である所得とすることが公平性等の観点からやむを得ないのではないかと、この議論が続いているのも現状です。

しかし、意欲のある女性に年収を気にせず働ける仕組みづくりに向けていくべき時期にきているのではないかと考えます。

中川たかもと略歴

○昭和42年2月25日生まれ○平成元年 早稲田大学商学部卒○衆議院経済産業委員会委員 (R3.12月～) ○衆議院消費者問題に関する特別委員会委員 (R3.12月～) ○自由民主党団体総局法務・自治関係団体、財政・金融証券関係団体副委員長 (R3.12月～)

中川たかもと国会事務所 TEL 03-3508-7461 FAX 03-3508-3291

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館701号室

